

## IASB 公開草案「IFRS 第 9 号の強制発効日」に対する意見

平成 23 年 10 月 21 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、IAS 第 39 号の置き換えプロジェクトに対する国際会計基準審議会の継続的な努力に敬意を表すとともに、公開草案「IFRS 第 9 号の強制発効日」に対するコメントの機会を歓迎する。

### 質問 1

当審議会は、IFRS 第 9 号 (2009) 及び IFRS 第 9 号 (2010) を修正して、それらの適用を企業に要求することを 2015 年 1 月 1 日以後開始する事業年度とすることを提案している。これに同意するか。その理由又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか。

### 【コメント】

同意する。

ただし、IAS 第 39 号を置き換えるプロジェクトの減損及びヘッジ会計のフェーズや保険契約等の関連する他のプロジェクトの最終基準化がさらに遅れる場合には、準備期間が不十分とならないよう強制発効日を再度延期することの是非も検討すべきである。

なお、これらのプロジェクトは元来 IASB によって 2011 年中を完了期限とされていたものである。IASB は、これらのプロジェクトについてまず早期の基準完成を図るべく最善を尽くすべきと考える。

## 質問 2

当審議会は、IFRS 第 9 号を 2012 年 1 月 1 日以後開始する報告期間に適用開始とする企業が表示すべき比較情報についての IFRS 第 9 号の要求を変更しないことを提案している。これに同意するか。その理由又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替案を提案するか。

### 【コメント】

すでに IFRS を適用している企業に対する取扱いとしては同意するが、IFRS の初度適用企業に対する規定に言及されておらず、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」を改訂し、初度適用企業に十分配慮された適切な取扱いが設けられることを希望する。

我が国では、今後、IFRS の初度適用企業が多く生じることが見込まれるが、これらの企業の中には、初度適用直後の複数回の会計処理の変更を回避するために、初度適用時に IFRS 第 9 号を早期適用することを望む企業もある。また、IFRS の初度適用を IFRS 第 9 号の完成時期と併せて計画する企業や、すでに IFRS を適用している企業と同様に、初度適用後に IFRS 第 9 号と収益やリース等の他の基準と一括して適用することを計画する企業もある。

IFRS 第 9 号のすでに完成している部分においては、移行時の規定として、次の規定等を適用開始日現在で存在している事実及び状況に基づいて行われなければならないとされている (IFRS 第 9 号第 7.2.7 項)。

- 金融資産及び負債を、純損益を通じて公正価値で測定するものへの指定
- 資本性金融商品への投資を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものへの指定

一方で、初度適用企業については、これらの指定を IFRS 移行日時点で存在する事実及び状況に基づき指定する (IFRS 第 1 号 D19 項、D19A 項及び D19B 項) とされている。これは、最初の IFRS 財務諸表内における比較可能性を重視した規定であろうが、IFRS 第 9 号のように段階的に完成する基準の適用は想定されていないと考えられる。

今後、IFRS 第 9 号に組み込まれるヘッジや減損に関する規定、あるいは収益等の他の基準の適用日次第では、初度適用企業が IFRS 移行日までの必要な情報を収集することは実務上相当の困難をもたらし、結果として過大な実務負担を生じさせる可能性があることを我々は懸念している。これらの実務上の困難性を回避するためにも、IFRS 第 1 号を改訂し、初度適用企業に対して比較情報の免除規定や基準のフェーズごとの適用開始日の設定といった適切な取扱いが設けられることを要望する。

以 上